

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（二件）	（共同参画社会推進課）	一
○青少年健全育成条例に基づく団体の指定	（同）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	（同）	二
○認証食品の認証	（食産業振興課）	二
○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部改正	（農産園芸環境課）	二
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	二
○道路の区域変更（四件）	（道路課）	三
○道路の供用開始（二件）	（同）	四
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（都市計画課）	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（同）	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	（水産業振興課）	五
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁義務教育課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（三件）	（教育庁施設整備課）	七
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選		

拳権を有する者の数

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

正 誤

○宮城県公報平成二二年号外第一六号中

告 示

○宮城県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 市川 義直

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区袋原五丁目十二番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会生活と就労の自立を、授産活動を通じて促進するため、広く一般の人々に授産事業の存在を知らしめると共に、授産事業の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年二月十日

○宮城県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 井上 文雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区権ヶ岡五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内のシニア世代等を対象としたIT講習会の実施など、情報化社会の発展を図る活動によって、世代間や地域間の情報

特定非営利活動法人 仙台シニアネットクラブ

代表者の氏名 井上 文雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区権ヶ岡五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内のシニア世代等を対象としたIT講習会の実施など、情報化社会の発展を図る活動によって、世代間や地域間の情報

など、情報化社会の発展を図る活動によって、世代間や地域間の情報

など、情報化社会の発展を図る活動によって、世代間や地域間の情報

四 申請のあった年月日 平成二十三年二月十日 交流の促進、生きがいの創出等に貢献することを目的とする。

○宮城県告示第百八十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項第三号の規定により、次のとおり団体を指定した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人映像倫理機構

東京都千代田区平河町一丁目七番三号半蔵門堀切ビル三階

二 指定年月日

平成二十三年三月十一日

三 指定の理由

- 1 一般社団法人映像倫理機構（以下「倫理機構」という。）は、映像ソフトウェア等の企画、製作、販売を行う事業者で構成する団体であり、青少年健全育成条例第十八条第二項第三号に規定する映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体に該当する。
- 2 倫理機構が行う映像等記録媒体の審査に係る倫理規程及び審査基準が有害図書類に係る青少年健全育成条例の目的達成上適切であり、かつ、当該審査を確実に実施できる能力を有していると認められる。

○宮城県告示第百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇三〇〇	気仙沼市松峰園気仙沼市松崎柳沢一百十六番地八	就労移行支援就労継続支援B型	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十三年四月一日

○宮城県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が

次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四二二六〇〇一〇八	松の実 宮城県松島町根廻字上山王六・二十七	社会福祉法人松の実福祉社会	平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第百八十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百九十	くん製魚介類	栗駒山麓利用組合 代表 大場浩徳	栗駒山麓利用組合	栗原市栗駒沼倉耕英東四五

二 認証年月日

平成二十三年二月十七日

○宮城県告示第百八十五号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十一日から施行する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表中
東北一八九号を げんきまる に改める。

○宮城県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十三年三月十一日

一 処分を行った地区の名称

川崎東部地区

二 処分の年月日

平成二十三年三月三日

○宮城県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
岩沼市早股字新長者森三〇番地先から 同市早股字松原二八二番一地先まで	二二・〇〇	一〇・〇〇	四四・〇	四八八・五

○宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台三本木線

三 道路の区域

変更の区間

大崎市三本木字白坂一四番一地先から
同市三本木字大豆坂六三番五地先まで

変更の前後	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
	—	一四・〇〇	四二・〇	三三六・〇

○宮城県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石森登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
登米市中田町宝江新井田字並柳刈五八番一地先から 同市同町宝江新井田字並柳裏三七四番七地先まで	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一六・〇	三三〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	—	三五・〇〇	三五・〇	五五〇・〇	
	—	一〇・〇〇	三五・〇	五五〇・〇	

○宮城県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市中田町宝江新井田字並柳一番二地先から 同市同町宝江新井田字並柳裏三七四番七地先まで	後	前	一〇・〇 一五・〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇

○宮城県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台三本木線	大崎市三本木伊賀字菅刈中八三番地先から 同市三本木字白坂一四番二地先まで	平成二十三年 三月十一日

○宮城県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町名振字小浜五番一地先から 同市同町名振字西一番一地先まで	平成二十三年 三月十一日

○宮城県告示第九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所の所在地

東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年一月十八日

四 変更の内容

変更の定数

（変更前）この組合の役員の定数は、理事十人、監事三人とする。

（変更後）この組合の役員の定数は、理事八人、監事二人とする。

五 変更認可の年月日

平成二十三年三月四日

○宮城県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・六・三号 青葉山公園

三 事業施行期間

変更無し。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更無し。
- 2 使用の部分
変更無し。

○宮城県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

七・五・五号 与兵衛沼公園

三 事業施行期間

「昭和五十三年五月二日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十三年五月二日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし。
- 2 使用の部分
変更なし。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 四十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年二月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 カメイ株式会社宮城支店 仙台市若林区卸町五丁目三番地の七

五 落札金額 二百九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月二十五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

岩沼市押分字水先五番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市押分字水先五番六

社会福祉法人はるかぜ福祉会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務等件名及び数量 宮城県教育情報システム・インターネット接続サービス等調達業務一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年五月一日から平成二十六年三月三十一日

4 履行の場所 受託業者の施設

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規程に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外のもので開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどして)と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限措置を受けている期間中の者でないこと。

9 過去二年間に国・地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

10 入札時において、ISO27001認証及びプライバシーマーク認証を取得している者であること。

11 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれか該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

12 入札に参加を希望する者は、9及び10に掲げる事項を証する書類を平成二十三年四月八日までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年三月二十五日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四三三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁義務教育課指導班(担当 加藤高政 電話〇二二・二二一・三六四四)

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年四月一日(金)午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十三年四月五日(火)

から平成二十三年四月八日(金)までに必要書類を1の場所に提出し、参加資格の審査を受けなければならぬ。また、開札日までの間に、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

- (一) 平成二十三年四月二十日(水)午後五時まで
- (二) 場所1に同じ

(三) 郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに5の開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年四月二十一日(木)午後三時 宮城県庁行政舎16階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続きに置いて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条並びに平成二十二年における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は契約期間中の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この発注案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に契約手続きを進めているものである。したがって、この発注案件に係る歳出予算が不成立となつたときは、入札の中止や契約の解除を行う。

10 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : Procurement of internet connection and other related services for Miyagi Prefecture Education Information System.
- 2 Duration of Contract : From May 1, 2014 to March 31, 2014
- 3 Deadline for Bid : April 20, 2014, 5 : 00 p.m
- 4 Contact : Kato Takamasa, Guidance Section, Compulsory Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423, Japan. Phone : 022-211-3644 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県仙台南高等学校仮設校舎賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月四日

四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号

五 落札金額 一億三千九百六十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県農業高等学校校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月四日

- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号

五 落札金額 八千九百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年三月十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県名取北高等学校校仮設校舎賃貸借 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月四日

- 四 落札者の名称及び所在地 北都ハウス工業株式会社 仙台市太白区ひより台二十五番八号

五 落札金額 一億八千六百六十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月二十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

平成二十三年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の

とおりである。

平成二十三年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、二二二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三八五、〇九七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七五、九九三	岩 沼 選 挙 区	一一、七六四
宮 城 野 選 挙 区	四九、九八四	登 米 選 挙 区	二二、六九〇
若 林 選 挙 区	三五、一九四	栗 原 選 挙 区	二一、五八二
太 白 選 挙 区	五九、一九三	東 松 島 選 挙 区	一一、五八三
泉 選 挙 区	五六、八二一	大 崎 選 挙 区	三六、九八二
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四七、七七六	柴 田 選 挙 区	二二、〇一七
塩 釜 選 挙 区	一六、〇四五	亘 理 選 挙 区	一四、四七八
気 仙 沼 選 挙 区	二〇、六八一	宮 城 選 挙 区	一三、三六二
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、六六〇	黒 川 選 挙 区	二二、七六六
名 取 選 挙 区	一九、三三四	加 美 選 挙 区	九、三三七
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一三、二九〇	遠 田 選 挙 区	一一、一一七
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、三七二	本 吉 選 挙 区	四、八七八

○宮選管告示第二十一号

平成二十三年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

三八五、〇九七

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月11日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

二保駐在所	石巻市大森字内田1番地123
-------	----------------

」を

「

二保駐在所	石巻市大森字小待井下18番地4
-------	-----------------

」に改める。

別表第4石巻警察署の表渡波交番の項中「塩富町二丁目」の次に「、新成一丁目から新成三丁目まで」を加える。

附 則

この規則中別表第4の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成23年3月18日から施行する。

正 誤

○宮城県公報平成二二年号外第一六号（平成二十二年三月三十一日付）中

ページ 段 行 正 誤

一 下 後ろか 第十一号 第十号